

広報 仁木

北海道仁木町広報紙／令和7年9月11日発行 通算850号

令和7年
2025

9

特集

仁木町人事行政の運営等の状況



3 職員の給与の状況

国家公務員の給与は、人事院の行う民間給与の実態調査結果に基づく給与勧告を受け、国会の審議を経て法律で定められているところですが、仁木町職員の給与は、この人事院の給与勧告に準拠した内容をもって、仁木町議会の審議を経て、条例で定めています。

なお、仁木町の給与水準（ラスパイレス指数）は、国家公務員の給与を100としてみると、令和6年4月1日現在96.9となっています。（令和5年4月1日現在 97.7）

●人件費の状況（令和6年度一般会計決算統計より）

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	昨年度
5,109,160千円	668,748千円	13.1%	11.1%

※うち職員給与費382,583千円。

●給与費の状況（令和7年度一般会計予算より）

職員数(A)	職員給与費（単位：千円）			計(B)	1人当たりの給与費 B/A	平均年齢
	給料	職員手当	期末勤勉手当			
67	249,576	52,073	107,203	408,852	6,102	40歳

- ※1 職員給与費には、議会の議員・町長などの特別職に支給する給料・報酬などは含まれません。
※2 職員給与費には退職手当は含まれません。

●初任給と平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年経過日給料額
一般	大学卒 220,000円	230,000円
行政職	高校卒 188,000円	201,000円

一般職平均給与月額
312,652円

●特別職の給料月額等（令和7年4月1日現在）

区分	給料月額	区分	報酬月額	期末手当の支給割合
町長	700,000円	議長	258,000円	
副町長	590,000円	副議長	206,000円	6月期 2.3月分 12月期 2.3月分
教育長	550,000円	常任委員長	188,000円	
適用年月日 令和4年4月1日		議会運営委員長	188,000円	計 4.6月分
		議員	175,000円	
		適用年月日	令和4年4月1日	

●職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

扶 養 手 当	■子：11,500円 ■子を除く扶養親族：3,000円 ■15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子：1人 5,000円加算																																						
住 居 手 当	■借家の場合：家賃の額に応じて27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし）																																						
通 勤 手 当	■交通機関利用者：運賃の額150,000円を限度に支給 ■自家用車利用者：距離に応じて2,000円～31,600円の範囲で支給																																						
日 直 手 当	■日額：4,400円																																						
管 理 職 手 当	■管理又は監督する職員に支給 ・課長職：月額46,300円 ・主幹職：月額37,000円																																						
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	■管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給：6時間まで6,000円、6時間超9,000円 ■管理職手当支給対象職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日に勤務した場合に支給：6時間まで3,000円、6時間超4,500円																																						
特 殊 勤 務 手 当	■平成18年度から全て廃止																																						
時 間 外 勤 務 手 当	■正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給																																						
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<table><tr><td rowspan="5">■ 仁木町</td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td><td rowspan="5">■ 国</td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6月期</td><td>1.25月分</td><td>1.05月分</td><td>6月期</td><td>1.25月分</td><td>1.05月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.25月分</td><td>1.05月分</td><td>12月期</td><td>1.25月分</td><td>1.05月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.50月分</td><td>2.10月分</td><td>計</td><td>2.50月分</td><td>2.10月分</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">4.6月分</td><td>合計</td><td colspan="2">4.6月分</td></tr><tr><td colspan="3">・職制上の段階、職務の級による加算措置 有</td><td colspan="3">・職制上の段階、職務の級による加算措置 有</td></tr></table>			■ 仁木町	期末手当	勤勉手当	■ 国	期末手当	勤勉手当	6月期	1.25月分	1.05月分	6月期	1.25月分	1.05月分	12月期	1.25月分	1.05月分	12月期	1.25月分	1.05月分	計	2.50月分	2.10月分	計	2.50月分	2.10月分	合計	4.6月分		合計	4.6月分		・職制上の段階、職務の級による加算措置 有			・職制上の段階、職務の級による加算措置 有		
■ 仁木町	期末手当	勤勉手当	■ 国		期末手当	勤勉手当																																	
	6月期	1.25月分			1.05月分	6月期		1.25月分	1.05月分																														
	12月期	1.25月分			1.05月分	12月期		1.25月分	1.05月分																														
	計	2.50月分			2.10月分	計		2.50月分	2.10月分																														
	合計	4.6月分		合計	4.6月分																																		
・職制上の段階、職務の級による加算措置 有			・職制上の段階、職務の級による加算措置 有																																				
退 職 手 当	<table><tr><td rowspan="5">■ 自己都合</td><td>勤続20年</td><td>19.6695月分</td><td>勤続20年</td><td>24.586875月分</td><td rowspan="5">■ 職務の級に応じ調整額加算措置 有 ※退職手当組合に加入している全道の市町村と同じ</td></tr><tr><td>勤続25年</td><td>28.0395月分</td><td>勤続25年</td><td>33.27075月分</td></tr><tr><td>勤続35年</td><td>39.7575月分</td><td>勤続35年</td><td>47.709月分</td></tr><tr><td>最高限度額</td><td>47.709月分</td><td>最高限度額</td><td>47.709月分</td></tr></table>			■ 自己都合	勤続20年	19.6695月分	勤続20年	24.586875月分	■ 職務の級に応じ調整額加算措置 有 ※退職手当組合に加入している全道の市町村と同じ	勤続25年	28.0395月分	勤続25年	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	勤続35年	47.709月分	最高限度額	47.709月分	最高限度額	47.709月分																		
■ 自己都合	勤続20年	19.6695月分	勤続20年		24.586875月分	■ 職務の級に応じ調整額加算措置 有 ※退職手当組合に加入している全道の市町村と同じ																																	
	勤続25年	28.0395月分	勤続25年		33.27075月分																																		
	勤続35年	39.7575月分	勤続35年		47.709月分																																		
	最高限度額	47.709月分	最高限度額		47.709月分																																		
	寒 冷 地 手 当	■世帯区分、扶養区分に応じ、11月～3月に支給。支給月額はそのとおり ・扶養親族のいる世帯主 26,000円 ・扶養親族のいない世帯主 14,500円 ・その他の職員 9,800円																																					

仁木町では、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため「仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、仁木町職員の前年度(令和6年度)の給与、勤務条件等の状況について公表します。

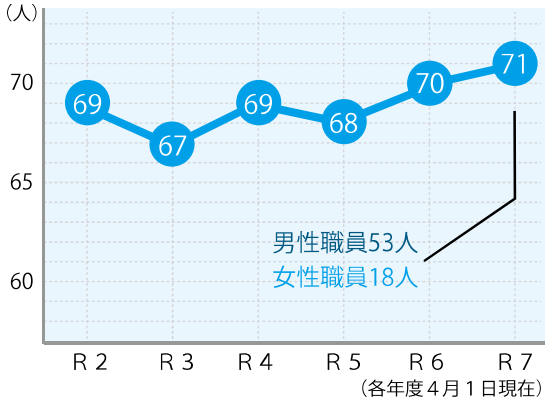
1 職員の任免及び職員数に関する情報

区分	令和6年度	令和7年度	前年比
一般会計職員	66人	67人	1人
公営企業等会計職員	4人	4人	—
計	70人	71人	1人

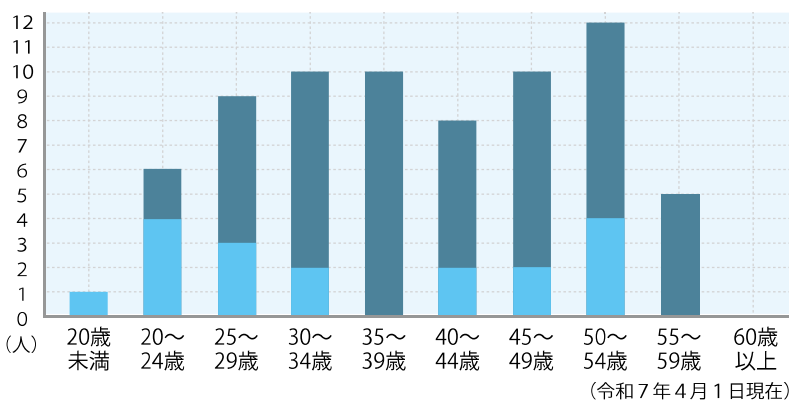
(各年度4月1日現在)

- ※1 町職員の定数は条例で上限を定め、その総数は110人となっています。
※2 職員数は一般職に属するものであり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

●最近の一般職の職員数推移



●一般職職員の年齢構成



2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、人事評価制度が導入され、本町においても実施規程を定め、平成28年度から取り組んでいます。

評価方法は、職務を遂行するに当たり発揮した能力が十分かを評価する「能力評価」と、業務目標の達成状況を評価する「業績評価」により実施しています。

人事評価の結果は、昇給、勤勉手当、昇任・昇格、分限に活用されています。

10職員の福祉及び利益の保護の状況

●職員の福利厚生制度

現在、本町職員に適用されている共済制度は、地方公務員共済組合法により北海道市町村職員共済組合の制度を運用、実施しています。また、職員は一般財団法人 北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の実を図っています。以下は、各団体の主な福利厚生制度です。

区 分	事業種類	内 容
共 済 組 合	短 期 給 付	■組合員やその家族の公務外の病気・ケガ・出産・死亡などに対して、必要な医療費やその他の不時の支出を助け、当面の生活を守るための事業
	長 期 給 付	■組合員が退職したときの年金給付などの事業
	福 祉 事 業	■組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業
福 祉 協 会	医療給付事業	■退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付など
	貸 付 事 業	■一般資金、育英資金の貸付
	福利厚生事業	■入院一時金、出産祝金など

●令和6年度公平委員会への措置要求等の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適正な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会（後志管内共同設置）に対し審査請求をすることができます。公平委員会は、これらの要求や処分が適正であるかを審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

令和6年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

仁木町の給料表の等級別職員数の公表

この公表は、地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の状況を取りまとめたものです。

11仁木町等級別職員数

●行政職給料表（令和7年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳			
		人	%	職 名	人	職 名	人
1 級	定型的な業務を行う職務	10	14.1	主 事	8	保健師	1
				技 師	1		
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6	8.5	主 事	5	保健師	1
3 級	係長又は主査の職務・主任の職務	23	32.4	係 長	8	主 任	15
4 級	課長又は主幹の職務・困難な業務を処理する係長又は主査の職務	12	16.9	主 幹	2	係 長	10
5 級	困難な業務を処理する課長又は主幹の職務	9	12.6	参 事	2	主 幹	7
6 級	相当困難な業務を処理する課長の職務	11	15.5	課 長	7	次 長	1
				室 長	1	事務局長	1
				参 事	1		
合 計		71	100.0				

以上のことに関して、お問い合わせ・ご意見などございましたら、下記までご照会ください。

●お問い合わせ先 総務課職員係 ☎32-2511

4職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●勤務時間状況（令和7年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り		
	始 業	終 業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※休憩時間は、職務の特殊性により、30分繰上げ、又は繰下げることができます。

●休暇等

年次有給休暇	■1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病 気 休 暇	■負傷又は疾病のための療養を要する場合は、最小限必要と思われる期間について与えられる
特 別 休 暇 (主なもの)	■夏季休暇：3日 ■産前・産後休暇：出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産後8週間を経過するまでの期間 ■親族死亡 ・配偶者：10日 ・父母（血族）：7日 ・子（血族）：5日 ・祖父母（血族）：3日 ■その他：規則に定める期間
介 護 休 暇	■配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護を行う場合、要介護者1人につき、3回を限度として、合計6月の範囲内で分割取得が可能（無給）
育 児 休 業	■子が3歳に達するまでの期間（無給）

5職員の休業に関する状況

●育児休業等の取得状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

区 分	取得人数
育 児 休 業	3人
部 分 休 業	0人

6職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。令和6年度の分限処分及び懲戒処分は下記のとおりです。

令和6年4月1日～令和7年3月31日

分 限 処 分			懲 戒 処 分			
免 職	降 任	休 職	免 職	停 職	減 給	戒 告
0	0	1	0	0	0	0

7職員の服務の状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

8職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、仁木町職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第31号）を定め、必要な措置を講じています。

9職員の研修の状況

●令和6年度研修内容

研 修 機 関 名	研 修 内 容	修了者数
北海道市町村職員研修センター	管理能力（管理職）研修他	22人
後 志 町 村 会	法制研修（応用・基礎）	3人
	新規採用職員基礎研修	6人
	初 級（2 年 目）研 修	2人
	中 級（5 年 目）研 修	5人
後 志 1 7 町 村 広 域 連 携	新 規 採 用 職 員 研 修	5人



万が一に備えて

レスキューキッチンで炊き出し訓練



仁木中学校生徒と一緒にカレーを調理する菅原さん（右）

8月23日、地域おこし協力隊員の菅原さんが北町の無量寿寺境内において、「レスキューキッチンで炊き出し訓練」を開催しました。この取組は、災害発生時の「食」に関する知識習得や炊き出しの体験などを目的に、地域おこし協力隊活動の一環として実施されたもので、当日は、仁木げんき食堂のボランティアの皆さんや仁木中学校生徒が協力し、レスキューキッチンでカレーライスを調理。

また、調理の空いた時間には防災クイズを行ったほか、町から災害時の備蓄食料を提供し、試食を行うなど、参加された約60名の方は、楽しく美味しく防災を学びました。

協力隊員の菅原さんは「初の試みでしたが多くの方に来ていただき、嬉しく感じています。これからもこういった取組を続け、住民の防災意識を醸成していきたいです」とお話しされていました。



果実とやすらぎの里大使

井口資仁さん来町

8月6日、仁木町果実とやすらぎの里大使で、元プロ野球選手の井口資仁さんが来町されました。井口さんは、始めに役場を表敬訪問され、佐藤町長と懇談した後、山村開発センターで、毎年恒例の野球教室を開催。約1時間、参加した子どもたちへ指導いただきました。子どもたちも井口さんの指導に熱心に耳を傾け、元氣良く



児童たちに指導を行う井口さん

楽しそうにプレーしていました。



仁木町交通安全推進委員会

バイクの日に合わせて交通安全啓発

8月19日の『バイクの日』に合わせ、仁木町交通安全推進委員会（会長／佐藤町長）が、きのこ王国仁木店駐車場で交通安全啓発活動を行いました。

この日は余市警察署職員も参加し、仁木町に立ち寄ったライダーに啓発グッズと特産品のミニトマトをプレゼント。受け取ったライダーの皆さんは、町交通安全指導



ライダーに啓発グッズを渡す交通安全指導員

員の呼びかけに笑顔で応えていました。



町で起こった あんな事! こんな事!

まちの話題

町内のできごと、行事、イベントなどを写真付きでご紹介。町では広報紙、ホームページ、SNSなどへ掲載のため、撮影・取材活動を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

中野隆介 隊員



夏の仁木はトマト真っ盛り。畑でのお手伝いに、トマトを使ったメニューなど毎日トマトに触れています。8月31日は仁木町ガストロノミーツーリズムでのメニューにも仁木町産のトマトをふんだんに使った料理でおもてなしました。フルーツだけじゃない仁木もいいですね。

深見俊介 隊員



夏休み中の学習教室は無事に終了しました。二期期の参加も引き続き募集しておりますのでお気軽にお声掛けください！また、今月は知り合いのトマト農家さんの所に収穫、誘引作業のお手伝いに行きました。大変な作業でしたが良い経験になりました。

福重めぐみ 隊員



ワイリングウオークフェスⅢが終わり、農園さんへの研修を再開しました。ぐんぐん伸びているブドウの枝をカットして誘引。また次来た時にはぐんぐん伸びている！夏の強いパワーを感じます。収穫までもう少し！できるだけ多く、研修に伺いたいと思います。

ダンヒエウ チュン 隊員



7月はニキニコトーククラスの準備を行いました。外国人町民、特に特定技能実習生を対象に、日本語学習の場として会場や教材を整え、無事8月に開講しました。また、外国人住民向け生活ガイドブックの作成を提案し、項目を整理しました。安心して暮らせる町づくりに少しでも貢献できればと思います。

齊藤和世 隊員



夏はイベントが多く、研修先で道内外から飲食店が集まるイベントがありました。出店者さまのパワーにとっても刺激を受けました。ブドウは色付きが始まり、収穫までもう一息。研修先では3年目、研修生として最後の収穫となります。しつかり畑と向き合いたいと思います。

菅原康晃 隊員



子ども食堂の「仁木げんき食堂」も8月で一年を無事に迎えることができました。多くの皆さまのご支援により、間もなくもちもち絶え間なく参加してくれているのが、とても励みになります。また、子ども食堂のスタッフを募集しています。090（3893）7677（菅原）まで。

川上あゆ 隊員



観光協会の商品として販売するシャムのデザインや仕上げの担当をさせていただきました。商品が一部完売し、再販させていただきます！商品開発に携わり、一つのを創り上げる大変さを学びました。

齊藤一 隊員



今月は、20日に開催するフルーツ＆マラニックで、大江のフルーツトマトを使った冷製パスタを提供する予定です。また、後半からはワイン用ぶどうの収穫もお手伝いしていきます。毎週末に、ドメーヌプレスさんでランチもやっております。ぜひお越しください。

地域おこし協力隊

今月の活動レポート Activity Report



小林久志 隊員

8月は然別町内会の道路愛護や神社の草刈りに汗を流し、盆踊り、宵宮、本祭に参加。地域の皆さんと協力し、伝統を守る作業は達成感があります。こうした活動が地域を気づけるのだと実感しています。今後も定住に向けての活動をしていきたいと思います。



松村孝明 隊員

7月いっぱいでは3か月の仁木ヒルズ研修が終了しました。徐業・脇芽取り・花カス取りを行い、木一本の状況と理由を丁寧に教えていただきました。ありがたうございました。8月からはノースクリファームで研修です。



服部聖 隊員

地域計画の精度を高めるために行う現地確認調査の地図・データの整理や、新しいりんごの振興事業支援に加え、町内の農産加工に興味のある方々と新たに仁木町農産加工研究会を立ち上げ、第1回目の勉強会を開催しました。

「生きる力」と 「ふるさと仁木」への 愛情や誇りを 子ども体験塾へ



7月29日から8月12日までの期間、仁木町陶芸愛好会のご協力のもと、子ども体験塾第4回講座「どろんこ教室」を開催し、「作陶」、「釉薬塗り」等の工程を経て、作品の引渡しが終了しました。

参加した計24名の児童は、葉っぱの模様が入ったお皿、自らデザインした模様のカップ、動物等の個性あふれる陶芸作品を完成させました。

次回は、9月6日に「FOOTSTEP FZD」あしあと基金 兼第44回町民スポーツ大会・秋のハイキング大会（仁木町スポーツ協会共催）」を開催します。

各種大会結果

●第39回小樽選手権小学生の部
兼第43回北海道小学生大会小樽地区予選会（バドミントン）
日程：7月26日
場所：小樽市総合体育館
【6年生以下男子シングルス】
優勝 藤川 瑛人（仁小6年）
【5年生以下女子シングルス】
優勝 寺口日優虹（仁小5年）
【4年生以下女子ダブルス】
優勝 寺口優美虹（仁小4年）
※8月30日～31日に行われる全道大会へ進出

教育長杯パークゴルフ大会

日程：8月31日
場所：コンサドーレ仁木パークゴルフ場
【男子の部】
優勝 原田 國男
準優勝 内田 規方
第3位 門脇 護
【女子の部】
優勝 日野 悦子
準優勝 滝上 凌子
第3位 佐藤美樹子



寄贈されたパプリカはカレーライスの具材としておいしくいただきました

善意に感謝します

JA新おたるパプリカ生産組合（田村拓史組合長）からの仁木・赤井川産パプリカを学校給食に贈呈していただきました！
寄贈いただいたパプリカは、8月29日の学校給食として児童、生徒に提供しました。

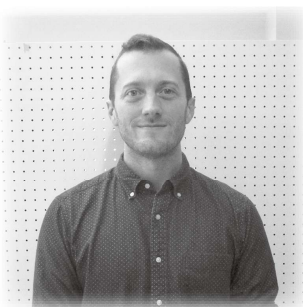
新ALET

ビリー・ステイブン・モロー先生が着任！

令和7年8月5日から、新しいALETのビリー・ステイブン・モロー先生が着任されました。左記はビリー先生の自己紹介です。

はじめまして。ビリー・ステイブン・モローと申します。年齢は33歳です。2023年にオレゴン州ポートランドで結婚しました。妻のカイリー・モローと私はオレゴン州出身ですが、長い間ノースカロライナ州にも住んでいます。

趣味はアウトドアやハイキングで、毎日新しいことにチャレンジするのが好きです。オレゴン大学大学院で東ア



新たに着任したビリー先生

ジア近代文学を学んで、島崎藤村や村田沙耶香の作品を読んで、興味を持ちました。仁木や銀山で英語を教えることができてうれしくて、町のみなさんにお会いできるのを楽しみにしています。この町で暮らせることに心から感謝しています。よろしくお願いします。

マックス先生

ありがとうございます！

令和6年度より勤務して頂いていたALETのマックス・グラナット先生ですが、令和7年7月31日付で任期満了により退職されました。1年間ありがとうございました！

町内水泳プールの開設が終了しました

8月27日に仁木水泳プールの開設を終了しました。夏休み期間中の利用もあり、元気な子ども達の楽しそうな声が役場庁舎まで届いていました。

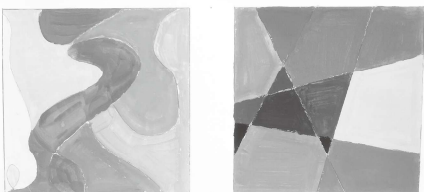
開設日数は41日で延べ660人の方が訪れ、今年も多くの皆さまにご利用いただきまして、ありがとうございました。

児童・生徒作品集 創造

平面構成



銀山中学校 1年
斉藤 優生

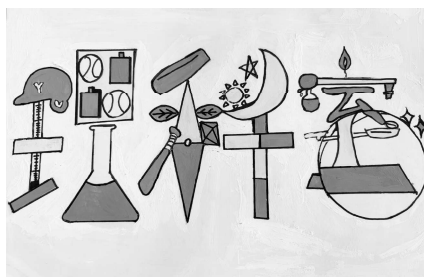


この作品で気をつけたことは色をできるだけ同じにしたり、ムラがでないようにしたこと。そして春と秋をイメージするということで春の方はパステルカラーにしました。秋の方は黄色や茶色などのこいめのカラーにしました。うまくぬることができてよかったと思います。

校内のピクトグラム「理科室」



仁木中学校 2年
木村 彩葉



理科室前に掲示するので、理科の道具を入れた。レンズの部分がちやんと拡大になっている。（担当の）山本先生が野球人なので、野球の道具も入れた。

★訂正とお詫び
広報8月号のにきく創造にて紹介した吉本爽来さんの学年を「2年生」と記載していましたが、正しくは「1年生」です。
訂正し、お詫び申し上げます。



道央圏域木育フェスタ in 小樽

☎ 後志総合振興局産業振興部林務課 0136-22-1153

毎年道央圏域（石狩・空知・後志・胆振・日高）各地で開催している道央圏域木育フェスタを、今年度は後志管内で開催します。北海道が認定した木育マイスターによる様々な木工クラフト体験プログラムを用意しています。地域の森林や木材関連機関の出展もあります。多数のご来場をお待ちしております。

- 日 時 令和7年10月19日(日) 10:30～12:00、13:00～15:30
- 場 所 ウイングベイ小樽5番街1階ネイチャーチャンバー
JR小樽築港駅直結
- 対象者 一般住民の皆さま（当日受付）

自衛官募集

☎ 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所 0134-22-5521

自衛隊では、以下の募集を行います。

- 一般曹候補生（第3回試験）
 - ・応募資格 18歳以上33歳未満の方
 - ・受付期間 令和7年9月16日(火)～11月21日(金)
 - ・1次試験 令和7年11月29日(土)～12月4日(木)のいずれか1日
筆記試験、口述試験、身体検査
- 自衛官候補生（第3回試験）
 - ・応募資格 18歳以上33歳未満の方
 - ・受付期間 令和7年10月14日(火)～11月6日(木)
 - ・1次試験 令和7年11月16日(日)～17日(月)のいずれか1日
筆記試験・口述試験・身体検査

※試験日等が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

そのほか、応募資格、受験手続等については上記までお問い合わせください。

夜光反射材の啓発資材を配布

☎ 交通安全推進委員会 32-2511

交通安全推進委員会では、夜間における交通事故防止対策として、[仁木町在住で今年度65歳になられる皆さま](#)へ夜光反射材を使用した啓発資材の配布を行っています。

[ご希望の方は、住所及び生年月日を確認できる身分証明書を持参の上、当推進委員会事務局（仁木町総務課内）にお越しください。](#)なお、啓発資材は数に限りがございますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

- 対象者 今年度65歳になられる仁木町の方（昭和35年4月～昭和36年3月生まれの方）
- 啓発資材 ベスト、フェイスタオル、マイバッグ、ナップサック、リストバンドのいずれか1つ

地域全体で子どもたちを見守りましょう

☎ 交通安全推進委員会 32-2511

全国的に、幼い子どもたちが被害者となる痛ましい交通事故等の発生が後を絶ちません。[子どもの交通事故や犯罪被害などを減らすためには、地域全体で登下校中の子どもたちを見守ることが効果的です。一人ひとりが無理なく、できる範囲で実践することで、悲惨な事故が起きにくい環境を創ることができます。](#)

地域全体で子どもたちを守るためにも、ご協力のほどよろしくお願いします。

誰でも簡単！「ながら見守り」

登下校時に合わせて外に出て花に水やりをする、家の前で掃き掃除をする、犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫しながら見守ります。



令和7年国勢調査

☎ 総務課広報交通係 32-2511

「国勢調査」は、国内の人口や世帯の実態を把握し、福祉や防災といった様々な分野の行政施策などに役立てることを目的に、5年に1度行われる調査で、今年は「令和7年国勢調査」が実施されます。

9月中旬より、調査員が各世帯を訪問し、聞き取りや調査票の配布などを行いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

また、調査票については、オンライン回答が便利です。オンライン回答の操作方法などがわからない場合は、総務課広報交通係窓口にてサポートを行いますので、事前に上記までご連絡ください。

マイナンバーカードの出張申請サポート

☎ 住民環境課住民係 32-2513

役場に来庁することが困難な高齢者や障がいのある方を対象に、職員がご自宅等に訪問し、顔写真撮影から申請受付までを行う「出張申請サポート」を実施しています。申請したマイナンバーカードは後日ご本人に直接お届けしますので、役場に出向くことなくマイナンバーカードを取得できます。

- 対象者
 - ・窓口への来庁が困難な高齢者や障がいのある方
 - ・福祉施設等の団体（団体単位でお申込みください）
- 実施期間
 - ・平日10:00～16:00
- 準備していただくもの
 - ・通知カード又はマイナンバーカード
 - ・本人確認書類（1点確認：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等 2点確認：健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳 等）

仁木町物価高騰対策応援商品券

☎ 企画課未来創生係 32-3953

仁木町物価高騰対策応援商品券の有効期限は、令和7年12月31日(水)までとなっています。期限を過ぎたものは使用できませんので、忘れずにご使用ください。



仁木町物価高騰対策応援商品券についてはこちらから

ニキバスの年始運休

☎ 企画課未来創生係 32-3953

いつもニキバスをご利用いただき誠にありがとうございます。この度、運転手の負担を軽減するとともに、今後も持続可能な地域公共交通体系を維持するため、令和8年1月1日から3日まで、ニキバスを運休させていただきます。年始の利用を検討されていた方につきましては、移動時期の調整や別手段での移動方法について、ご対応をお願いします。

皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

チャイルドシート購入助成事業

☎ 総務課総務係 32-2511

町では6歳未満のお子さんがいる保護者の皆さまに、チャイルドシート購入費の一部を助成する事業を行っており、今年度からは幼児期より使用することが多いジュニアシート購入費についても助成対象として、制度の拡充を図りました。助成額や申請方法は、以下のとおりです。

- チャイルドシート ー 購入費の1/2（上限8千円）
- ジュニアシート ー 購入費の1/2（上限5千円）
 - ※乳幼児1人につき、それぞれ1回ずつ申請可
 - ※ジュニアシートは令和7年4月1日以降に購入したものに限り
- 申請方法
 - 次の書類を持参の上、総務課窓口で申請してください。
 - ①チャイルドシート等購入時の領収書やレシート（購入年月日、購入先、商品名等の記載があるもの）
 - ②国土交通省認定形式指定マークが確認できるもの（チャイルドシート等の取扱説明書など）
 - ③助成金の交付を受けようとする方とチャイルドシート等を使用するお子さんの身分を証明するもの（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など）
 - ④振込先金融機関の口座がわかるもの

05

国民年金に関するお知らせ

●障害年金をご存じですか？

障がいの程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと障害年金を受けることができます。

障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 初診日に年金に加入していること
- (2) 一定の障がいの状態にあること
- (3) 一定の保険料を納付して（初診日に納付要件を満たして）いること

障害年金を受けるには、本人又は家族による年金請求手続が必要になります。

なお、「障害者手帳の障害等級」と「国民年金厚生年金保険の障害等級」とでは判断基準が異なるため、障害者手帳を受けられない場合（がん等の疾病に起因する障がい等）でも障害年金を受けることができますことがあります。

●年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取には請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

～対象となる方～

■高齢年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村住民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

✓ 前年の所得額が約479万円以下である

～請求手続～

①新たに年金生活者支援給付金をお受取りいただける方
受取の対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和8年1月5日までに請求手続が完了すると、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続と併せて年金事務所又は市区町村で請求手続をしてください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

国民年金に係る照会や相談については、下記までお問い合わせください。

問 小樽年金事務所

☎ 0134-33-5026

問 住民環境課住民係

☎ 32-2513



余市警察署だより 安心・安全を実践しよう！



北海道警察では、皆さまの安心安全な生活を守るため日々努力しておりますが、その実現には、皆さまのご協力が必要不可欠です。このコラムでは、皆さまに実践していただきたい様々なポイントなどをご紹介します。今月は、シートベルトについてお話しします。

シートベルト非着用時の致死率は約15倍！？

一般道路での後部座席のシートベルト着用率は、令和5年の全国調査で43.7%と、半数にも満たない結果でした。

シートベルトを着用せずに交通事故にあった場合、事故の衝撃で天井やドアにたたきつけられたり、ガラスを突き破って車外に放り出されたり、後席の人が前席シートに衝突し、シートごと前席の人を押しつぶしてしまうなど、非常に危険です。シートベルト非着用時の致死率は、なんと着用時の約15倍も高いのです。

交通事故はいつ起こるかわかりません。命を守るために、後席であってもしっかりとシートベルトを着用する必要があります。シートベルト、チャイルドシートは、体格に合わせ、正しい姿勢で使用し、万が一の事故に備えましょう。

スピードダウンで余裕を持った運転をお願いします。

仁木町内での事故発生状況

区分	件数	死者	負傷者
8月発生件数	0件	0人	0人
R7年累計	3件	0人	5人

交通事故死
ゼロの日
R3.7.21～R7.8.31

1502日

令和7年8月29日1500日達成！

問 お問い合わせ先 住 住所 ☎ 電話番号 HP ホームページ ✉ メールアドレス

03

仁木町公益貢献賞

町では、町内在住55年以上、かつ88歳以上の永年在住者の皆さまへ、仁木町表彰条例の規定に基づき、賞状と記念品をお贈りしています。この度受賞された方は次の方です。

和田 弘子 様 （88歳／東 町）

永年のご功勞に感謝するとともに、心よりお祝い申し上げます。

※ご本人の希望により和田様はご芳名のみ掲載とさせていただきます。

04

戸籍の窓

●いつまでもお幸せに

・上前 陽来 さん （北 町）
鈴木 雛 さん

・佐々木竜馬 さん （東 町）
村井あずさ さん

●ご冥福をお祈りします

坂東 堅一 さん （84歳／西 町）
大森 イセ さん （98歳／旭 台）
久末恵美子 さん （83歳／北 町）

ふるさと納税 寄附受入額と件数

●令和7年7月（7/1～7/31現在）

金 額 52,461,000 円
寄附件数 2,696 件

●令和7年度累計（4/1～7/31現在）

金 額 249,663,000 円
寄附件数 10,491 件

基金を活用した事業の紹介は、仁木町のホームページをご覧ください。

皆さまの生活に身近な事業を持続的に推進していくためにも、返礼品の出品協力のほか町外に住むご親戚や知り合いにも、仁木町を応援していただけるようご案内願います。

★訂正とお詫び

令和7年8月14日付け班回覧にて配布しました「仁木町不妊治療費等助成事業のご案内」の内容の一部誤りがありましたので以下のとおり訂正しお詫び申し上げます。

・表「助成内容」2段目の「助成額」
【誤】「年間10万円を上限」
【正】「年間10万円を上限」

ひとの動き（令和7年8月31日現在 住民基本台帳より）

人口/2,929人(前月比+7) 男性/1,440人(前月比+7) 女性/1,489人(前月比±0) 世帯数/1,598世帯(前月比+2)
外国人人口/301人 男性/125人 女性/176人 世帯数/292 世帯 ※外国人人口及び世帯数は外数です

くらしの伝言板

01

善意に感謝

次の方から、本町へ貴重なご寄附をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

●坂東弘一（西町）様より▼金100,000円▼町振興目的として

●大森みどり（旭台）様より▼金50,000円▼町振興目的として

●JA新おたるパブリカ生産組合（田村拓史組合長）様より▼パブリカ9kg▼学校給食を通して地場産品の魅力を子どもたちに伝えるため

●日本マーキング株式会社（札幌市／中谷一成代表取締役）様より▼仁木IC入口観光看板の舗装及びいきいき88ほかの区画線設置▼地域貢献活動として

●株式会社福津組（古平町／福津隆範代表取締役社長）様より▼町道仁木山の手線側溝清掃及び枝払いほか▼地域貢献活動として

02

ご長寿おめでとうございます

松島 キミ さん

このたび、松島キミさんが百歳のお誕生日を迎えられ、佐藤町長からお祝いの品を贈らせていただきました。

松島さん、百歳のお誕生日おめでとうございます。



めでたく百歳を迎えられた松島さん

まちのカレンダー

- 戸籍、出生・死亡、ごみなどのお問い合わせは 問 住民環境課 ☎ 32-2513
- 国保、介護、育児、健康相談などのお問い合わせは 問 福 祉 課 ☎ 32-2514
- その他、行政に関するお問い合わせは 問 総 務 課 ☎ 32-2511

●令和7年9月							●令和7年10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6	28	29	30	1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
28	29	30	1	2	3	4	26	27	28	29	30	31	1

●行事名 会 会場 問 お問い合わせ先 ☎ 電話番号 ✉ メール + 当番病院 歯 歯科当番医 水 水道修理

9月	11(木)	●広報『仁木』9月号発行 問 総務課 ☎ 32-2511 ●スッキリ運動教室（前期） 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎ 32-3855 ※参加者募集中 ●運転免許更新時講習 違反・初回講習（合同実施）／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎ 22-0110
	12(金)	
	13(土)	水 内山設備 ☎ 23-2634
	14(日)	+ 林病院 ☎ 22-5188 水 高橋配管設備 ☎ 22-5571
	15(月)	敬老の日 + 池田内科クリニック ☎ 23-8811 水 堀川管工設備工業 ☎ 23-3032
	16(火)	
	17(水)	●笑(に)っこりクラブ ～おはなし広場～ 会 社会福祉協議会／13:30～16:30 問 社会福祉協議会 ☎ 32-3959 ※参加者募集中 ●無料法律相談 会 余市中央公民館／13:00～16:00 問 総務課 ☎ 32-2511 ※予約制
	18(木)	●防災行政無線戸別受信機試験放送／①12:30・②18:30 問 総務課 ☎ 32-2511
	19(金)	
	20(土)	●仁木フルーツ＆ワインマラニック2025 会 町内／10:00～ 問 実行委員会（産業課内） ☎ 32-3951 水 山地設備 ☎ 090-3118-4433
	21(日)	+ 黒川町整形外科クリニック ☎ 22-2447 水 藤田 ☎ 080-3268-0706
	22(月)	
	23(火)	秋分の日 + 森内科胃腸科医院 ☎ 32-3455 水 長内水道配管 ☎ 32-2105
	24(水)	●運転免許更新時講習 一般講習／13:00～ 優良講習／14:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎ 22-0110
	25(木)	●スッキリ運動教室（前期） 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎ 32-3855 ※参加者募集中 ●無料あんしん法律相談 会 社会福祉協議会／13:30～14:30 問 社会福祉協議会 ☎ 32-3959 ※予約制 ●特設行政相談所 会 銀山生活改善センター／10:00～12:00 保健センター／14:00～16:00 問 総務課 ☎ 32-2511
	26(金)	●1歳・1.6歳・3歳児健診、歯科健診 会 保健センター／13:00～ 問 福祉課 ☎ 32-2514 ※対象者のみ ●第6回ブックスタート事業 会 保健センター／14:00～ 問 教育委員会 ☎ 32-3621 ※対象者のみ
	27(土)	水 Niki配管設備 ☎ 32-2647

9月

●行事名 会 会場 問 お問い合わせ先 ☎ 電話番号 ✉ メール + 当番病院 歯 歯科当番医 水 水道修理

28(日)	●防災行政無線戸別受信機試験放送／①12:30・②18:30 問 総務課 ☎ 32-2511 + よいち整形外科クリニック ☎ 48-5000 水 関組 ☎ 22-4782
29(月)	
30(火)	
1(水)	●北海道対がん協会(特定健診・がん検診) 会 北海道対がん協会札幌がん健診センター／7:00～ 問 福祉課 ☎ 32-2514 ※予約制
2(木)	●スッキリ運動教室（後期） 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎ 32-3855 ※参加者募集中
3(金)	
4(土)	水 内山設備 ☎ 23-2634
5(日)	+ 脳神経外科よいち汐風クリニック ☎ 21-5566 水 高橋配管設備 ☎ 22-5571
6(月)	●無料あんしん法律相談 会 社会福祉協議会／15:30～16:30 問 社会福祉協議会 ☎ 32-3959 ※予約制
7(火)	
8(水)	●離乳食教室 会 保健センター／10:00～ 問 福祉課 ☎ 32-2514 ※対象者のみ
9(木)	●広報『仁木』10月号発行 問 総務課 ☎ 32-2511 ●スッキリ運動教室（後期） 会 町民センター／第1部：9:30～10:30 第2部：10:45～11:45 第3部：13:30～14:30 問 地域包括支援センター ☎ 32-3855 ※参加者募集中
10(金)	●運転免許更新時講習 違反・初回講習（合同実施）／13:00～ 優良講習／15:30～ 会 余市町中央公民館 問 余市警察署 ☎ 22-0110
11(土)	水 堀川管工設備工業 ☎ 23-3032
12(日)	+ わたなべ内科医院 ☎ 22-3989 水 山地設備 ☎ 090-3118-4433

10月



夏の風物詩である線香花火を撮影しました。今年も厳しい暑さが続き、今なお残暑を感じる日々ですが、小さく静かに舞い、落ちていく線香花火の火花は、その儚さとともに、夏の終わりを感じさせてくれます。これからは、澄んだ空気とともに秋がやってきます。季節の変わり目は、体調を崩しやすいので、ご自愛いただくとともに、実りある季節をお過ごしください。

📷 今月の表紙



広報仁木では、広報の表紙を飾る、町内の四季を切り取った写真を募集しています。デジタルカメラだけでなく、スマートフォンでも構いません。『とっておきの仁木』の写真を、ぜひお寄せください。応募方法は、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 総務課広報交通係 ☎ 32-2511

広報仁木 表紙写真募集中

現代社会の課題

「子どもロコモ」をご存知ですか？

ひら た か な
福祉課保健係 保健師 平 田 佳 菜



夏も終わりに近づき、秋の訪れが感じられる季節になってきましたね。秋といえば「〇〇の秋」といわれることが多いですが、どんな言葉が思い浮かびますか？今回は「スポーツの秋」をテーマに、「子どもロコモ」についてお話ししたいと思います。

●ロコモとは

正式名称は「ロコモティブ シンドローム」といい、骨や関節、軟骨、椎間板、筋肉といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」、「歩く」といった運動機能が低下している状態をいいます。この状態が進行すると転倒や骨折等が増え、日常生活に影響を及ぼしてしまふことがあります。

●ロコモの原因

ロコモの主な原因は、運動習慣のない生活です。どの年代であっても、運動器は使わなければ徐々に衰えていきます。ロコモは主に高齢者の課題だといわれていましたが、近年では、小中学生などの若

年層でもロコモになる児童・生徒が増えており、課題となつていきます。具体的には、

身体バランスが保てなかったり、上手に転べず、ねんざや骨折などのケガが増えたりしています。

近年、デジタル化が一気に進み、タブレットやスマートフォンの使用が当たり前の時代になっていきます。便利になった分、デジタル機器は基本的に同一姿勢のまま使用するため、姿勢が悪くなったり、運動時間が減ったりと身体的な影響を及ぼしています。デジタル機器は日常生活のあらゆる場面で活用されるため、利用時間等をコントロールしながら、上手に使いこなしていくことが大切です。

●ロコモチェック！

チェック項目に従って、親子で実際に挑戦してみてください。5つのうち、1つでも当てはまれば、子どもロコモの可能性があります。

チェック項目☑

☒	両手を広げて左右ともに5秒以上の片足立ちができない、ふらつきがある
☒	両手を垂直に挙げられない
☒	足裏を付けた状態で、両手を前に出しながらしやがむことができない
☒	体前屈（膝を伸ばしたまま、腰を曲げ、床に指を付ける動作）ができない
☒	グーパー動作（グーで肘を引き、パーで腕を前にだす動作）がスムーズにできない

●親子で一緒にロコモ予防を

ロコモは「生活習慣が整うこと」、「適度に運動できること」、「バランスのよい食事がとれること」で予防していくことができます。さらに子どもロコモは、「良い姿勢を保てること」、「肩甲骨と股関節の柔軟性を高めること」で予防に繋がります。

親子でいっしょに全身を使って遊ぶことでお互いに運動習慣を獲得することができますので、この機会にぜひ親子で楽しめる「遊び」に取り組んでみてください。

